

## 使用料等の見直し（素案）～ 概要版 ～

平成25年9月 / 杉並区

### ○ はじめに（p1）

- ・集会施設や体育施設などの使用料は、平成9年度以降、改定を見送ってきた。使用料と施設の維持管理経費との不足分は、区民全体の負担となることから、未利用者との公平性を確保していく上で、定期的な見直しを行っていく必要がある。
- ・区立施設の維持管理コストの軽減を図ることが求められており、施設利用者に対して、適正な受益者負担を求めていく必要がある。持続可能な財政運営を確保していくためには、使用料も含め、適切に財源の確保に努めていく必要もある。

### I 使用料等の見直しについて（p1）

- ・使用料は、「行政財産を目的外に使用させ又は公の施設を利用させた場合に、その反対給付として徴収する金銭（地自法第225条に規定）」として、区では、集会施設や体育施設の利用などにあたって、一定の原価計算のもとに設定。
- ・区は、効率的な施設運営や事務改善の推進などによるコスト削減に努め、利用者負担の軽減を図るなど、利用者の理解が得られるよう努めていく必要がある。
- ・使用料等の見直しにあたっては、継続的な行政コストの削減努力を前提に、次の「II見直しの基本的な考え方」に示す各項目の実現を目指す。

### II 見直しの基本的な考え方（p2）

- 1 受益者負担の原則
- 2 少子高齢化の進展に対応した見直し
- 3 算定方法の明確化と定期的な見直し
- 4 施設の効率的運営
- 5 サービスの向上

### III 使用料の算定について（p3）

#### ○使用料算定の考え方

平成9年度改定時の考え方を踏襲。直近の数値（平成24年度決算額等）で算出。

<考え方>

原価の一部負担方式により使用料を算定するもので、「①同種機能をもつ施設の維持管理経費の合計額を、②使用可能な総時間で除し、③1時間当りの一平方メートル使用料単価から算出するという、④満度に使用された時、初めて維持管理経費を償うことができる」というもの。

#### IV 施設使用料（p 5）

##### 1 集会施設及び体育施設（p 5）

区では、地域活動や文化・芸術活動、スポーツ活動を通じたまちづくりを基本的な政策の一つとして位置付け、区民による自主的、継続的な活動を支援するため、集会施設においては「地域登録団体（さざんかカード登録団体）」、体育施設においては「社会体育団体」という団体登録制度を設け、使用料の2分の1減額措置等を講じてきた。これにより団体活動の促進や施設利用率の向上など、一定の成果を上げることが出来た。

一方、団体利用の減額措置は、集会施設及び体育施設での利用の7割程度を占め、減額部分が公費で補填されていることから、負担の公平性の観点から課題が生じている。こうしたことを踏まえ、使用料や団体利用の取扱いなどについて見直しを行う。

##### ・登録団体について（p 8）

###### <集会施設>

減額制度という経済的側面からの支援については廃止するが、団体登録制度は、活力ある良好なコミュニティの形成を図る観点から、今後も維持していく。また、登録団体への活動支援として、予約申込を3か月前（ホールについては8か月前）から可能とする新たな優遇措置を設ける（登録団体以外は、2か月前（ホールについては7か月前））。

###### <体育施設>

減額制度という経済的側面からの支援については廃止するが、区内の中学生以下の団体及び障害者の団体については、現行どおりの2分の1減額を維持する。また、塚山公園運動場（利用は小学生以下のみ）・蚕糸の森公園運動場については、次世代育成支援の観点から、区内の中学生以下の団体は現行どおり無料とする。

団体登録制度は、スポーツを通じた仲間づくりや地域づくりの観点から、今後も維持し、1次抽選申込（使用日の3か月前）を可能とする現行の優遇措置も継続する。

##### ・集会施設及び体育施設の使用料の例（p 10、p 11）

（各施設の使用料額は、「VI 資料」に掲載）

|                     | 見直し後   | 現 行     |
|---------------------|--------|---------|
| 荻窪地域区民センター第1集会室（午前） | 3100円  | 2500円※  |
| 〃（午後）               | 4200円  | 4300円   |
| 〃（夜間）               | 3100円  | 3200円   |
| 久我山会館ホール（午前）        | 7500円  | 14000円※ |
| 〃（午後）               | 15000円 | 14000円※ |
| 〃（夜間）               | 15000円 | 14000円※ |
| 体育館／高円寺・荻窪・大宮前（2時間） | 5900円  | 3300円※  |
| 野球場（2時間） 少年野球場は除く   | 3800円  | 3200円※  |
| 運動場／上井草（2時間）        | 7600円  | 6400円※  |
| 庭球場（2時間）            | 1000円  | 800円    |

注：現行使用料額の後ろに※が付いているものは、激変緩和措置が取られているもの。

- ・高齢者の取扱いについて 現在、屋内（温水）プールの一般使用料は、区内在住の60歳以上を対象に半額としているが、高齢者の利用が一般化する中であって、減額制度の見直しが必要。一方で、健康づくりの機会と場の提供も重要な課題。こうしたことから、年齢要件を65歳以上に改め、平日午前の利用に限定して、2分の1の減額措置を継続する。

- ・使用料改定の施行日は、平成27年1月1日

## 2 学校開放施設（p13）

学校開放事業は、学校教育活動に支障がない範囲で地域住民に広く開放することを目的に始まった事業。利用者は使用料を負担することが原則だが、登録団体は使用料を徴収しない（無料）こととしている。現在、登録団体の利用が全体の約9割を占めており、団体の利用等について、受益にふさわしい適正な負担となるよう支援のあり方を見直す。

|        | 見直し後（3時間以内）    | 現行（5時間以内）       |
|--------|----------------|-----------------|
| 体育館    | 1600円（昼夜間の別なし） | 昼間1800円、夜間3100円 |
| 校庭     | 600円（昼夜間の別なし）  | 昼間1800円、夜間3100円 |
| 教室・会議室 | 400円（昼夜間の別なし）  | 昼間500円、夜間1200円  |
| 庭球場    | 300円（昼夜間の別なし）  | 設定なし            |

### ・登録団体について（p14）

登録団体の使用料無料の取扱いは廃止し、一般利用と同様に有料とするが、区内在住・在学の児童・生徒及びその指導者で構成された登録団体が利用する場合は、次世代育成支援の観点から、現行どおり無料とする。（照明設備の使用料を除く。）

登録団体によって構成される利用者団体協議会では、利用者間の交流事業、地域運動会・スポーツ大会・公開講座など地域に密着した活動を実施しており、こうした活動を引き続き支援していくとともに、今後も登録団体が、自主的な運営や学校を核とした地域づくり・仲間づくりをさらに進めていくことが出来るよう、登録団体制度を維持していく。

- ・現在、無料の学校開放プールは有料（200円）とする。ただし、区内在住・在学の児童・生徒及び乳幼児が利用する場合は、次世代育成の観点から、無料を継続。

- ・使用料改定の施行日は、平成27年1月1日

## V その他の使用料等（p17）

### 1 学童クラブ利用料（p17）

現在の学童クラブ利用料（月額3,000円）は、平成14年度から改定しておらず、学童クラブ登録児童数が増える中で、学童クラブ運営経費も増加している。また、他区の利用料と比較しても低廉な金額となっている。こうしたことから、利用料を見直すこととし、24年度決算額を用いて算出し、利用料を4,000円に改定する。

- ・利用料改定の施行日 平成27年1月1日

## 2 「有料制自転車駐車場使用料」及び「放置自転車撤去手数料」(p 19)

有料制自転車駐車場使用料は、24年度決算額等に基づき、定期利用の基本使用料(1階屋根なし1か月定期)を1,900円から2,100円に引き上げる。

これを基に、ミニバイクを含めた、すべての使用料を見直す。また、65歳以上を対象にした定期使用料の減額措置は廃止する。なお、1日使用料は据え置く。

放置自転車撤去手数料は、22、23、24年度決算額を用いて所要経費を算出、返還率等を考慮し、現行の3,000円から5,000円に引き上げる。

- ・改定の施行日は、使用料及び撤去手数料ともに、平成27年1月1日

## 3 有料駐車場使用料 (p 23)

現在、駐車場を保有する区施設は78施設。50台以上の収容規模を基準として、区役所本庁舎、井草森公園、上井草スポーツセンターの3施設で有料化を実施。

・有料化の対象施設 駐車場の利用状況や施設の立地条件等を踏まえ、管理形態を工夫することにより有料化が可能な施設として、現行の3施設に加え、新たにセシオン杉並、松ノ木運動場、高井戸区民センター(併設施設含む)、下高井戸運動場の4施設を選定。

- ・有料化の実施時期は、平成27年1月1日

## 4 保育料 (p 25)

平成25年10月から、応能負担の原則に基づき、所得に応じて保育料が逡増するよう改める。その上で、今後、認可保育所保育料については、平成27年4月から子ども・子育て関連3法に基づく新たな保育制度において、国は保育に係る公定価格を決定することとしており、こうした動きを踏まえつつ、検討・具体化を進める。

## 5 目的外使用施設 (p 25)

区民事務所会議室、ゆうゆう館、児童館などの目的外使用施設の使用料については、従来どおり、使用料原価に面積及び時間を乗じて算出した額の2分の1とする。

## VI 資料 (p 26)

集会施設使用料一覧 (p 27)

体育施設使用料一覧 (p 48)

学校施設使用料一覧 (p 51)

目的外使用施設使用料一覧 (p 52)